

情報通信審議会地上デジタル放送推進に関する検討委員会（第38回）議事要旨

1. 日時 平成20年5月26日（月）16時35分～18時20分

2. 場所 総務省8階第一特別会議室

3. 出席者

(1) 委員（専門委員を含む）

村井主査、大山主査代理、清原委員、竹中委員、土井委員、浅野専門委員、有馬専門委員、石橋専門委員、伊藤専門委員、稲葉専門委員、岩浪専門委員、加藤専門委員、河村専門委員、桐田専門委員、関専門委員、田胡専門委員、土屋専門委員、中島専門委員、中村専門員、福田専門委員、前川専門委員、松岡（勝）専門委員、三浦専門委員

(2) オブザーバー

北九州市総務市民局情報政策室長 花田慶一郎様

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 南 俊行様

(3) 総務省

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、奥放送技術課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長、山腰デジタル放送受信推進室長、布施田放送技術課技術企画官、吉田地上放送課長、三田地上放送課企画官

4. 議事要旨

(1) 事務局から資料1「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査の結果」、資料2「地デジに関する相談内容の集約と有効活用」、資料3「アナログテレビの「誤購入」防止策の強化」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

【三浦委員】

○ 非常に素早い対応で驚いた。売る側からすれば大変邪魔なシールだと思うが、間違いが起こってからの損を考えれば安いものだと思って、何とか販売店にはご協力いただけるように、またメーカーにもご協力いただけるようお願いしたい。

【加藤委員】

○ まず相談体制の資料の4ページについて、本日も欠席の大内委員の全国電機商業組合連合会では、「デジタル110番」という体系的対策をとっているが、私も地域店がそういうきめ細かい地域密着型のサービスをするのは良いことだと思う。しかし、実際にはテレビの70%以上を家電量販店が売っているという実態があり、また大手8社で構成している大手家電流通懇談会メンバー企業で55%から6割近くテレビを販売しているという実態があるので、地域店の密着型のサービスはそれとして、我々大手家電量販店もこの4ページの流れの中に位置づけていただくような取組をしなければいけないと考えている。次回の6月の役員ベースの懇談会に総務省からもご出席いただき、そのような体制をとっていきたいと思っているので、もし形ができればこの流れの中に加えていただきたいと思っている。

○ それからもう一点、三浦委員からご指摘があって、早速用意していただいたこのシールについて、ショートノティスだったので、全部の大手家電流通懇談会のメンバー企業の意見を集約したという状況にはないが、当社についてはこれは非常に良いこと評価する。本当にわずかしか実際には販売していないのだが、品ぞろえという観点から若干残っているものについて、むしろこれだけ大きくこういうシールを貼るのは誤解を避ける意味で、良いことだと思っている。むしろ心配なのは、出荷段階で貼られていないものが出てきたときに、この資料には「はがしたりしないように」と書いてあるのだが、そういう気持ちは全くないので、むしろこういうものが表示されていないときには販売店のほうで表示をするというような対策を講じるべきではないか、というのが当社の意見であり、これも次回の大手家電流通懇談会で議論をして、前向きに受けとめて補完をしていきたいと考えている。

【石橋委員】

○ ケーブルテレビのことが有効活用の8ページに2カ所あると思うので、簡単にコメントさせていただく。

○ まず3番目の記述のBSやCSを含む高いプランしかないということについては、そういう局は多くある。もともとケーブルは多チャンネルを基本にしたビジネスモデルになっているからである。一方、安いプラン、すなわち地上波の再送信のみというご要望があるということも我々はよく承知している。したがって、現在連盟内に地上デジタル推進委員会とは別に、地上波再送信メニューにつき検討を始めている。我々だけではなくて、D

p a 等々関係者の皆様ともご相談させていただきながら、一定の方向性をできるだけ早く出したいと考えている。

ただ、最終的には各ケーブルテレビ事業者の判断になる。連盟がこうしろというようなことを決めるわけにはいかないが、視聴者の皆さんのそういう要望が強いということであれば、我々としてもそっちの方向に持っていきたいと思っている。また関係者のご支援をよろしくお願いいたします。

○ それから、4番目の受信障害対策共聴施設の改修云々というところ。これもここの記述のとおりであり、我々も我々として出来ることはやるが、それを超える部分については、いろんな方のご支援をいただきたい。

【村井主査】

○ それでは、前回の委員会で皆様から頂いたご指摘を踏まえて対応していただいた、相談内容の有効活用と、アナログテレビの「誤購入」防止策について、このような方向で進めるということが良いか。

(「異議なし」の声あり)

(2) 南内閣官房内閣参事官から資料4「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008 骨子」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

【南内閣官房内閣参事官】

資料の4について、先週末に関係省庁連絡会議でこのアクションプランの骨子を定めたのでご紹介をさせていただく。

1 ページに、この関係省庁連絡会議の概要をつけている。去年の9月に設置し、全部で16府省庁、関係する省庁の課長クラスを構成メンバーとしており、私が議長を仰せつかっている。総務省のご協力をいただき、内閣官房のほうで関係省庁の連携を強化するための施策を取りまとめようということで作業してきた。

2 ページをご覧ください。これまで連絡会議を都合5回開催し、村井先生をはじめ放送会社、あるいは自治体、関係業界団体などに、ご協力をいただき、私どものほうで必要な課題の洗い出しを行った上で、現在アクションプランの骨子を定めさせていただいた。骨子は現在、パブリックコメントに付しているところで、1ヶ月間のパブリックコメント

を経て、6月末を目途に最終的なアクションプランを固めていく予定。

概要をその次の3ページ、4ページに基づいて簡単にご紹介させていただく。

これは、本連絡会議において、特に移行に向けた関係省庁間の連携を強化すべき課題を洗い出した上で、必要な施策を取りまとめたものである。

最後の結論のところ、かねてよりよくご指摘をいただいている体制の強化ということについては、福田総理大臣あるいは官房長官等が国会でこの件でご質問をいただくことがある。その際にどういうトーンで総理等からお答えいただいているかという、デジタル移行を確実なものとする上でふさわしい体制の強化につきましてよく検討してまいります、というご答弁をさせていただいている。このことは、このアクションプランの中にもひとまず書き込んでいる。「アクションプラン2008」と書いてあるとおり、必ず1年後には見直しますという見直し条項も入れている。

8点柱がある。まず1点目は、いわゆる公共施設のデジタル化をいかに計画的に進めていくかということであり、実は1点目の、いわゆる重要公共施設というものについても、その改修状況を来年の3月末までに把握するように努めて注意喚起を行っていきたい。その重要公共施設の範囲をどうするか。例えば学校が入るのか、老人ホームが入るのか、その個々具体的な施策を今回明確化したいというふうに思っていたが、各省からのさまざまなご意見があり、具体的な範囲については、アクションプランを策定するまでに皆様方のいろいろなご意見を踏まえて最終的にその範囲、リストを確定していきたいと思っている。

このポイントは、いざというときに緊急のいろんな情報が手に入る、そういう人々が集っていて、いざというときにそういう緊急情報が手に入る、そういう手段として重要な施設と言われるものを定義して位置づけていきたいと考えている。

各省がそれぞれ所有している公共施設そのものについては、本年8月末までに改修計画をつくっていただき、私どものほうで取りまとめて公表していきたい。それは年2回、9月末と3月末にその進捗状況を確認した上で、その都度公表していきたい、

地方公共団体の施設についても、改修状況を極力把握して、計画を策定して取り組んでもらうように総務省のほうから要請をしていただきたいと考えている。

2点目は、公共施設による受信障害への対応ということであり、これについても、先ほどの考え方と同様に所管の公共施設そのものについては、現状を8月末までに把握をした上で、内閣官房のほうで取りまとめて公表していきたい。その都度、必要な見直しも実施していきたいと考えている。

地方公共団体の施設についても、国の施設と同様に受信障害の状況を把握して、計画的な対応を要請していきたい。

航空機による障害あるいは自衛隊の航空機による障害というものについては、受信障害があるのかないのかも含めてしっかり調査をしていただいた上で、必要な対応を講じていただくということにしたいと考えている。

それから、電力や鉄道など、いわゆる公益事業者の施設による受信障害についても、関係省庁の協力をいただき、総務省のほうで極力現状把握、それから早期対応を働きかけていきたい、と考えている。

3点目の廃棄・リサイクルの対策については、当然、すべてのアナログ機器を廃棄する必要はないので、外づけのチューナーを取りつけば引き続き見られるのだということをちゃんと周知していただくことに加え、総務省、経産省、環境省、この3者が連名で、J E I T Aが廃棄・リサイクルの予測を立てているが、その試算を毎年度実態に合わせる形で見直していただきたいということを要請していく。

それから、家電リサイクル法に基づく対応ということでは、経産省と環境省が共同して、仮に予測を上回るような廃棄というものが生じたとしても適切に義務が果たせるよう指導していただくということをお願いしている。

それから、次のページであるが、その他の対策ということで、いわゆる悪質商法等の対策、これについては、関係省庁において、しかるべき連絡体制をこの夏、7月末までに一元的な連絡体制を組んでいただくということでお約束をいただいている。先ほど、話題にもあったP I O - N E Tの活用という点についても明記をさせていただいている。

それから、国民視聴者に対する周知広報を充実させるということで、ことしの7月24日が残り丸3年という区切りのときだと伺っており、全省庁において所管団体に対して本年7月に集中して周知広報を行うことを予定している。

それから、今後、総務省を中心に全国各地に受信支援センターというものを設置していくと伺っているが、特に高齢者に対してはきめ細かく相談に応じ、助言できる体制を整えていただきたいということをお願いしている。

それから、後ほどまた話題になろうかと思うが、経済弱者等への受信機普及という問題についても、引き続き総務省、経産省が一緒になって低廉で簡易なチューナーの開発、流通の促進の働きかけをしていっていただきたい。

それから、総務省においては、一定の客観的基準に基づく支援の在り方ということにつ

いても、本委員会のほうでご議論いただき速やかに結論を出していただきたいと思っている。

それから、地方公共団体から聴覚障害者の方々に日常生活用具というものが給付されることになっており、その中に情報受信装置というものが含まれているが、いろんな機種がこれから出てくるので、この機種が果たしてそれに含まれるのかどうかということについて、いろいろ疑義が生じることがないように厚労省から地方公共団体に対してもその辺の開発状況についてしかるべき情報提供をしっかりとやっていただきたいということをお願いしている。

それから、放送基盤の整備ということに関しては、それぞれの役所、総務省、国交省、農水省、それぞれ条件不利地域において地デジの受信が困難な場合に、再送信を行うための光ファイバーの活用ということについても検討していただきたいと思っている。

それから、離島地域における中継局整備、これは内閣府、総務省、農水省、それぞれが担当しているので、引き続きしっかり整備を進めていただきたい。

8番目の地デジの有効活用ということであるが、これまでさまざまな有効活用事例が取りまとめられ、あるいは個別に公表されているところであるが、これについても、内閣官房のほうでいい事例を取りまとめて、毎年度公表していきたい。

最後に、アナログ放送終了の具体的な手順ということについては、地域間格差を設けることなく、一斉に停波にしていくという方針を固められているので、それを国民に対してしっかり周知をしていただくとともに、本委員会でも話題になっている特定の地域でリハーサルをやるかどうかということについても引き続き検討を進めていただきたい。

以上、骨子をまとめて、一部ペンディングの部分はあるが、1ヶ月間近くでパブリックコメントを募集しているので、ご意見をいただき、6月末か7月の頭にアクションプランとして正式に確定をしていきたい、と考えているので、ぜひ積極的なご意見をお願いしたい。

【桐田委員】

○ 地方公共団体への要請、協力という文言があるので、一言だけ申し上げたい。

現在、40の道府県で構成している地デジの検討会で意見を集約しようとして、岩手県が事務局でやっている。この場で申し上げたいことは、第1章と第2章の公共施設のデジタル化と受信障害への対応のその計画策定の関係で、地方公共団体によっては、既にそう

いった長期的な計画をつくろうとして、それぞれの動きをしているところがあるが、関係省庁のいろんな意見や体制がばらばらな場面があるというふうに聞いている部分もある。地域住民からすると、市町村がやることも、県がやることも、国がやることも、みんな同じであり、何々省庁ではこうなっているからこうなんだよと言っても納得しがたい部分が多々あるので、このように省庁の連絡会議をつくっている内閣官房において意見を集約し、情報等をお知らせしていただきながら、今後とも一体的な取り組みをしていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

なお、第5章の国民への周知広報についても、先ほど話題となった誤ってアナログテレビを購入するというような、そういった基本的な情報が浸透していないという事例は、我々現場のほうでもいろんな照会等があつて実感しているところでもあるので、この周知広報体制についても具体的な意見を述べさせていただきたいと思っている。

【福田委員】

○ 5番目の周知広報のところについて、総務省は本年秋をめどに全国10カ所にセンターをつくると書いてあるけれども、相当、具体的に検討が進んでいるので、これはもう少し細かく今年度の検討状況、取組状況を書いていただいたほうが良いのかな、ということと、これは今年度を過ぎると、来年度以降さらに拡充するという前提と聞いているので、やはり全体像を示していただいて、先ほどの「誤購入」、あるいは相談内容を含めて、いわゆるデジタル放送をごらんになる、あるいはテレビを視聴される皆さんからのいろんなことの相談に限らず、具体的な工事に向かうことも含めたことも想定されているので、支援センターという包括的なものであるから、ここはより具体的に書いていただいたほうがありがたい。

【前川委員】

○ 内閣官房のヒアリングの際に、全国協議会の立場から政府として対応していただきたい課題を相当数の項目を説明した。かなりの部分を取り込んでいただいているように思う。ただ、この骨子概要では、概要のため全部書けないのだろうが、例えば今福田委員の触れられた相談体制の話は、骨子のこの5番の周知広報の充実のところに触れているようであり、また、デジタル受信機の供給とか、デジタル化のための工事の集中の回避とか、これも9番のその他のところに書かれているようなので、これは骨子の方に書いてあると受けとめた。

その上で、2点だけ意見がある。

○ 1点目は、公共施設のデジタル化で、「テレビが災害時の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすものについて」と書いてあるが、これはこれで一つの極めて基本的な情報インフラとしてのテレビというもののカテゴリーというか、線引きだと思うが、それとともに、いわゆる学校とか教育施設そのものが緊急情報という役割とは別に、非常に必要な、やはりその地域の住民なり、一般的な国民の目線で言えば、学校とか教育施設のデジタル化というのは緊急対応というのとは違う意味でやはりデジタル化が必要であり、そこが行われないと、住民全体に、地域全体にデジタル化の促進効果というのはマイナスになってしまうと思うので、それは一つの緊急という線引きとともに、もう一つ詰めた形で公的な施設、特に学校教育施設等については踏み込んだ対応をしていただいたほうが良いのではないかというのが1点目。

○ 2点目に、南参事官は先回りして総理答弁ということをおっしゃったが、この「ふさわしい取組体制の強化」、これは引き続き検討はしていただかなくてはいけない。アクションプランというのはアクションのためにあるので、まさにアクションの体制そのものは本当に可及的速やかに具体的な案をお示しいただきたいと思う。

【清原委員】

○ この関係省庁連絡会議のアクションプラン2008の中で、その「はじめに」というところに書かれていることが極めて重要だと思う。この総務省の情報通信審議会で、かねてより総務省が主として担当するだけではなくて、内閣官房はもちろんのこと、各府省が連携してこの取り組みを進めていかなければならないという、この情報通信審議会での提案をもとにこの組織が発足して、活発に活動してくださっているということは大変重要なことだと思う。

○ その上で申し上げるが、あえてアクションプランの場合、まず第一義的に関係府省がみずからの公共施設においてきちんとデジタル化対応をすべきである。まさに関係府省がそれをきちんと責任をとるべきであるということで、公共施設のデジタル化ということが前面に出されてこのアクションプランが示された。それは主体として各府省が国の責任においてこうした残り3年となった取り組みをしていくということに向けて、まずみずからのアクションプランだというふうに言うことができると思う。

○ その上で、先ほども桐田委員がおっしゃったが、あわせて公共施設という公共ということについては、国の府省だけではなくて、都道府県という広域自治体、そして市町村の基礎自治体が公共施設を多く持っているので、こうした公共施設の対応をするときには地

方公共団体という形で含めていただいているのだが、なかなか財源の裏づけがない中で申し上げにくい、もちろんともにと進んでいくわけであるが、やはり国の各省庁とは違う最も国民に近い施設として、先ほど前川委員がおっしゃったような、公共施設といった場合にも出先機関とか、そういうことではなくて、まさに国民が利用される施設等が公共施設として大変重要な意味を持ってくる。それは文部科学省と密接な関係を持つ学校施設もあるし、また、芸術関係の施設もあるし、あるいは保育所等厚生労働省所管の施設もある。

○ したがって、申し上げたいのは、公共施設が第一義的に関係省庁連絡組織のアクションプランの冒頭にあるわけだが、より一層都道府県、それから市町村の現場の声というのを傾聴していただき、国の公共施設だけではない、広い意味での公共施設全体がこうした対応ができるような部分も視野に含めたアクションプランにさらに内容を深めていただければありがたい。

【村井主査】

○ それでは、ご説明があったように6月末を目途にアクションプランを取りまとめるべく、パブリックコメント等、いろいろなご意見を反映させていくプロセスがあるので、委員の皆様のご意見をまた寄せていただくようお願いしたい。

(3) 有馬専門委員から資料5、稲葉専門委員から資料6、松岡(勝)専門委員から資料7について、それぞれ説明があった。やり取りは以下のとおり。

【有馬委員】

○ IPによる地上デジタル放送の再送信が開始されたので、そのご報告をする。

グループ会社で、テレビ受像器への配信サービス、「ひかりTV」のサービスの中で地デジのIP再送信を開始したので、そのエリアとかサービスの内容について資料を用意した。東京と大阪で、それぞれ5月9日、5月23日から始めたところであり、基本的にはNTTの東日本と西日本で、提供するいわゆるNGN、品質を確保した光アクセス方式のIP網を通して地上波の再送信するというサービスの内容である。

○ 視聴チャンネルは、その地域の全チャンネルということで、その下にポンチ絵が書いてあるが、東京、大阪にある受信センターで地上波を受信して、その上でコーディングの変換をした上でIP化をして、NGNというIP網を通して各家庭に配信する。基本的には、専用チューナーを介してテレビに接続する、ということであり、有線でやっているの

で、アンテナを通さずに、かつ専用チューナーを通すので、既存のアナログテレビで地上波デジタル放送の受信が可能である、ということである。これから順次エリアの展開をしていくが、いわゆるNGNは、ことしの3月31日から東京、大阪の一部エリアで開始したが、ことしの夏以降、順次エリアの拡大を図っていきたいと思っている。政令指定都市あるいは県庁所在地のところから順次展開し、2010年には現行の光サービスのエリアに、カバー率では電話加入者の現在9割であるが、9割の方に光IP網を通した地上波デジタル放送の再送信を順次可能にしていく、ということで今後エリアの展開をしていきたいと思っている。

○ また、この「ひかりTV」サービス自体は、基本的に地上波の再送信のほかに、有料の多チャンネル放送とかあるいはビデオオンデマンドであるとか、カラオケとか、いろいろなメニューを出しており、これらの有料契約をしているお客様にとっては、地上波再送信は無料で見ていただくということであるが、この有料のサービスが要らないという方について、地上波再送信だけのメニューも用意するというような形で、これから順次サービスを提供していきたい。

【村井主査】

○ それでは、引き続き、稲葉委員からイギリス調査報告をお願いしたい。

【稲葉委員】

○ 2011連絡会訪英調査団とあるが、メーカーの団体であるJEITAとNHK、民放は、2011年7月デジタル完全移行に向けた諸課題を検討するための連絡会議をかねてより持っており、ことしに入ってからイギリスの状況調査が必要ということで計画してきた。先方の都合もあって一度2月ごろに具体化しつつあったものが、ようやく5月に実現したということで、まさに1週間前に帰ってきたところである。調査の目的は、2ページ目、既に2007年10月から11月にかけて終わっているところがあるけれども、デジタル移行の実態をそうした先行地域で調査しようということである。それから、デジタル移行の推進機関であるデジタルUKで視聴者支援とか周知広報のあり方を調査する、あるいはBBCを中心に進めている移行弱者支援スキーム（ヘルプスキーム）のあり方を調査するというようなことで、8名のメンバーで行ってきた。

○ 移行のありようであるが、3ページ目、日本と大きく違い、地域、地域に分けて行っていく。地方から行って、ロンドン等を後に行っていく、2012年にロンドン等を行う

というような計画となっている。その率直な印象としては、日、英ではデジタル移行のあり方に大きく開きがあるなど、構造の違いを痛感した。ただ一方で、部分的には我が国も参考にできる部分があるのかなというふうに考えている。

○ 4ページ目は、日、英の違いであるが、イギリスでは衛星デジタル放送との両軸体制と言ったほうが良いようなところがあるということと、それから、アナログ放送を終了しないとデジタル放送を発信できない地域もあるということで、そういった地域ではまだ電波を出していないで、アナログをとめてからデジタルを出すというようなところもあるということで、73%の地域が微弱で電波が出ているというようなことで、カバレッジとしては現状73%。それに対し、日本はアナログとデジタルで同一番組を流しつつ、サイマル放送と呼んでいるが、普及を図っていくということで、置局は既に92%カバレッジを達成している。また、違うのは、日本がデジタルハイビジョンであるということに加えて、さまざまな高級のサービスを展開しているが、基本的には英国は標準画質ということである。置局、人口ともほぼ2倍ということである。

○ 5ページ目、コーブランドという昨年行ったところだが、このように14カ月前から手紙による周知を都合4回やるなど、あるいはテレビ画面のスーパー開始は6カ月前から行うなど段階的な周知強化を図っているところである。「得られた成果」というところの2番目の■にあるように機器類をどう購入するか、あるいは機器の供給というようなところよりも、使い方の支援の部分が非常に重要だなど。また、その下に書いてあるようにPR効果、一つの成功体験ということで、最初のコーブランド地区は昨年11月はうまくいったようであり、これが他地域のモデルとなっているという実感を持っている。

○ 6ページ目が一般的な視聴者に向けての周知広報体制と弱者支援の切り分けであるが、デジタルUK本部が一般的な視聴者広報を受け持ち、移行弱者支援はBBCが子会社、孫会社を使ってやっているということである。いずれにしても、この財源はBBCの受信料を引き上げると。これは支払い義務のあるものであるが、そういったことで財源を確保しているということがある。

○ 7ページはデジタルUKの果たす役割であるが、周知広報が軸であり、日本と同じような取り組みとしては、画面によるスーパーの周知というものが半年前、割と接近したところからやるので、日本のほうが少し早くから始めるというような意味においては、全国一斉終了に向けては放送対応は早くから始めなければいけないという状況はあろうかと思われる。

○ 次のページ、ヘルプスキームに関しては、基本は40ポンドを支払ったら簡易チューナーがもらえて説明が受けられるというようなものである。実はチューナーは量産化が進んでいること、あるいは日本のようにデジタルハイビジョンを受ける必要がないことなどから、やはり相当低価格化が進んでおり、15ポンド程度で手に入るという実情がある。したがって、40ポンド出して説明を受けてやってもらうか、15ポンドで自分でやってしまうかというのは非常に悩むところであり、一般的に説明を要しない人は自発的にやってしまうというものである。したがって、ヘルプスキームは非常に手厚いようであり、ある種合理的な部分を含んでいるというふうに見たほうがいいと思う。その中で無料で支援を受けられる人が一定程度いるという形である。

○ 以上、イギリスの状況を踏まえて、日本の事情に合った選択をすべきかなというふうに私どもも思っており、ここでは私見も含めて少し申し上げるが、まず国の主導と関係機関の緊密な連携が重要ということは一般的に言えるかと思う。

○ 特に、受信者への支援に際しては、自治体との強い連携。向こうでもよくそういう声を耳にしたが、最終的には顔が見えるというか、顔見知りキーワードというふうに言っており、日本でも町内会をどう使うとか、そういうようなレベルでの地域密着型が求められるのかなというふうに感じている。慈善団体等の活用も重視しているが、日本でもそういうような運びができるのか、慎重な検討が必要と考えている。

○ 弱者支援に関しては、明確な基準づくりが必要と考えている。例えば、日本では経済弱者支援が一つのキーワードになっているので、これに関しては、例えばNHKの受信料免除世帯であるとか、生活保護世帯といったような既にある制度により明瞭に捕捉できる、対象者を明瞭に規定できるようなものが好ましいのかなというふうにも感じる。

○ それに対して、イギリスの場合は、先ほど申し上げたように周知広報の関係とヘルプスキームの関係が、ある種ヘルプスキームの中に周知広報部分をかなり含んでいるという色彩があるので、割と幅広くとらえているという赴きがある。したがって、少し性格が違うなというふうに痛感している。

○ それから、先ほど南参事官のご説明にも、あるいは後のご説明にもあるようだが、終了計画案では、検討課題としている停止のリハーサル、これはやはりイギリスを見ると、先に事例があって、それによってPR効果が発揮されるという部分はあるのかなと。もちろん我々、終了計画案を作成するに当たり、住民のご納得とか、自治体の協力が得られるかどうかというような観点から慎重に検討してきたところであるが、やはり条件を整備し

て納得いただけるような形でこれに取り組む、あるいはその場合に放送事業者はその模様をくまなくお伝えをしていくというような取り組みによって理解促進を図っていくというような試み、それに向けた条件整備を具体化するということは一つ意味があるのかなと考えている。

○ 前回のこの会議で日本でのPRについてはご説明したところであるが、放送以外のことでは、イギリスでは郵送による周知がかなり徹底されたわけであり、これが日本に合うかどうか、そのタイミングや日本になじむかどうかということも含めて、前向きではありながらも課題を整理するということが必要なのかと。放送による周知については、全国一斉終了に向けて、3年前から早めて取り組みを強化し、さらにそれを段階的に強化していくというようなことを取り組んでいるが、そういう意味で、どういう時期にどういうことをやっていったらいいかということを考える上でも、イギリスは一つの参考にはなったというふうに考えている。

【村井主査】 それでは、引き続き、松岡委員から資料のご説明をお願いしたい。

【松岡（勝）委員】

○ 前回の委員会の後、私が以前勤めていた大阪府豊中市に行って、いわゆる地上デジタル化問題について、地方の声として、今どのような現状になっているかということでヒアリングを行ってきた。

○ まずこの相談内容の①から④は、実は電波障害の関連である。この①から④は、今まで出たお話が随所に入っているのではないかと思う。

○ まず1点目の公共施設等。私ども、市はどちらかといえば進んで対策をやっているほうだと思っているが、府、住宅供給公社でのデジタル対応では、先ほどいわゆる自治会という話も出たが、自治会長や住民から地上デジタル化への対応の考え方などについて不安を持たれている。これはなぜかという、要するに府営住宅あるいは住宅供給公社がどんどんやっているのだが、タイムチャートが全然住んでおられる方に見えてこない。そうすると、私どもの住宅はどうなっているんだろうということで、実はこれは府へ行かずに市のほうに相談が寄せられているということである。

○ 次に②として、長物と我々は呼んでいるが、長物の施設、これは鉄道、道路等でのデジタル対応。国交省は鉄道、道路各社に対して、もう既にアナログ対応は済ませているよということで、デジタル化の対応は不要としている。ただし、若干国と地方とのタイムラ

グがあるので、もし間違っていたら、ご了承ください。

鉄道、道路各社が戸惑っていると。そのため、鉄道では、これは言っているのかどうか分からないが、A社是对应し、B社は未対応、また道路では、C高速道路は対応し、D高速道路は未対応で、各社ばらばらの状態であるというのが現状である。だから、せんだって私が申し上げたが、国交省はどうなっているのかということで、国と都道府県、市は本来一緒に理想なのだが、必ずしも一緒にないということをやはり我々は認識しなきゃいかんのかなと思っている。

次に、このような背景の中で、特に未対応の物件に対する市民への説明には大変現場市町村は苦労している。いわゆる総務省が総合相談の窓口を設置して対応してもらっているのだが、説明しても住民の方になかなかおわかりいただけない。そのリターンとして、市に対して、あるいは事業者に対して早急に対応するように市が積極的に指導すべきだという要望が強く寄せられており、担当部局が非常に困っているということである。

○ ③としては、デジタル化への移行までの新築建物、特にマンション等高層建築物である。新築建物により電波障害が起こった場合、電波障害対策施設で工事を実施してもらえることになっているが、これはあくまでも今現在見ている状態を復帰する、すなわちアナログで見られていたらアナログで復帰しましょう、そしてデジタルならデジタルにしましょうということであり、デジタル化対応してくれない。市のほうからも施主側に対してデジタル対応するように指導してほしいと。だけど、市のほうとしては、やはり現段階ではアナログでしか対応できませんと言っているのだが、住民からすれば「何でやねん、もうデジタル、デジタルと言っているのに、何でデジタル化対応してくれへんねん」ということで、市のほうにどんどん苦情が寄せられているということで、市が仲介せいというようなことで現在寄せられている。

○ 4番目、デジタルテレビの購入について、電波障害地域内でデジタルテレビを購入したが、映らないで困っている。見えるようにするにはどうすればよいか。これもその施設自体の設備更新、いわゆるデジタル対応をしなければ見ることはできませんよと言っているのだが、実はこれについては、住民の方は非常に詳しいのだが、やはりマンションが建つと当然電障が出てくる。そうすると、住民は電波を調べてもらい、市のほうに、まるで裁判とまでいかないが、非常に詳しい資料を提出されて、私も現物を見たが、個人情報が入っているので、あえて私はいただかなかったが、非常に詳しい内容を書いている。だから、非常に不思議なのは、二、三軒隣が見えても、自分のところは見えない。これはどう

ということやと市に対して言われる。そんなら全部見えるようにせいと。ところが、建築物の施主は、何でそこまでしなきゃあかんねんということで、実はトラブルが起こっている。前回も申しあげたように、やはりこれはどこかの機関がその間に入ると、どこが入るのかなということである。

○ それと、デジタル全般について、やはりこれは高齢者の方が現在のデジタル化の意義、なぜデジタル化するのということと、どんな設備が必要なのということの基礎知識がない方が多くいて、特に理解しにくい。非常にわかりにくい。だから、不安をお持ちだということで、非常に意見を寄せられている。

○ 資料の裏面について、これは2年間とったのだが、相談件数の推移ということで、18年度は34件、19年度は40件ということで、先ほど相談件数が9万9,000ぐらいと載っていたが、これが現在の地方自治体が1,788団体あるとすれば、単純に40を掛ければ、六、七万がこれに上乘せされる相談件数ではないかということで、それが地方も受け持っているということである。

○ 3については、国への要望事項ということで、①で、市民の視点、サービス等を考慮すれば、市レベルでもある程度の内容にはやっぱり答える必要があるだろうということから、対応マニュアル、特に頻度の高いQ&Aを作成してほしい。そうすれば、我々もそれに対して協力は惜しまないということであるが、もっとも総合通信局が、今月、大阪府でやったらしいけれども、以前までは一個も意見が出なかったのに、前回初めて意見が出たけれども、あまり多く出過ぎてまとまりがつかなかったというようなことである。

○ 2点目に、これは私どもは以前からいわゆる視聴者の立場あるいは住民の立場から申し上げてきたように、周知、広報活動の推進、あるいは相談体制の充実や拡充などをぜひしていただきたいということである。

○ 3点目に、住民に過剰な負担を強いることがないように民間建築物等で対応した共聴施設改修等に関する何らかの支援措置を講じてほしいというご意見があった。

○ 最後にちょっと余談だが、私のところの家も6カ月ほどテレビがつぶれており、たたきながら見ていたが、あまりに見られなくなって、やっと買った。買って見たが、2、3点気がついたことは、やはり今まで使えるやつが使えなかった。というのは、ビデオカメラと直結ができなかった。要するに受け口がない。そうすると、何を買わなきゃあかんかという、SDとか最新のビデオカメラを買わなきゃあかんということがわかった。それともう一つは、今のテレビは、機種を言ったらメーカーがわかるのであえて言わないが、

それを買ったら、何と、わからなかったのは熱量である。要するに、冬は多分あったかい、夏は多分冷房が要る。相当熱量が発生することが分かった。したがって、我々が実際にテレビを買いに行くときも、実は我々のほうから、こういう機会もとらまえて、知識を持っている。ところが、店員のほうが知らない。いろんなことを聞いても、熱量は、いや、これは出てませんとかね。みんな、まあ、そうかということで買うのだが、実際にそういう細かいことが、もっとこれから買われる方には起こってくるだろうなど。これは消費者の立場から、もし願えれば、親切にやっぱりどこか、例えばこういうカメラの直結するやつは、もうこれではあきませんよというところとか、やっぱりやろうと思ってもできない。それで、いけば、全然違うということなので、やっぱりこれからはますますそういう細かいことだが、買うに当たって問題が出てこようかと思うので、一応余談であるがご報告させていただきます。

【村井主査】 それでは、ただいまのご三方のご説明に何かご意見、ご質問等をお願いしたい。

【福田委員】

○ 放送事業者として、IP再送信についてご意見を申し上げたい。そもそもIPによる地デジの再送信というのは、当初の議論は、条件不利地域で活用できないかというところからスタートしている。仮に条件不利地域ができるのであれば、その他の地域もできるといって拡大されたわけだが、きょうのご説明でいくと、ほかの地域からまず始められる、これはいいと思うが、ここの中に、それでは、いわゆる条件不利地域についてどうするかということについての記述あるいは展望が全くない。そういう意味で、今後の再送信同意を前提とするとあるが、我々は条件不利地域に活用されるのであれば、もちろん、今もそうだが、喜んで同意はするという方向であるが、放送事業者については、中継局について、何年に、あるいは何月にどういう局をつくるというロードマップを作成して公表している。これは前回の会合でも申し上げたが、それでは、2010年度とか、あるいは2010年度末とかという表現があるが、具体的にどういう形でどの地域に広がっていくのか。90%というのは、アナログ放送で見られているところの90%でもないと思うので、そういう意味で全体でどの程度拡充されていくのか、そういう指標あるいは地域、あるいはロードマップのようなものを示していただければ、より我々も理解しやすいと思う。

【有馬委員】

○ いずれにしても、これは光のアクセスがないところでは、地上波の再送信は品質が保てないということであり、今も光のアクセスがあるところの中にも条件不利地域というのが一部含まれている。順次光のアクセスのエリアをこれからも拡大はしていこうかと思っているが、いずれにしても、採算性の限度というのがあるので、すべてのエリアを光でカバーすること自体は現実にはちょっと無理かと思っている。

○ NGNのエリアの拡大は、今のところ、こういう少しアバウトな計画で、具体的には電話局ごとに装置を入れていくので、それぞれの地域で具体化していく段階で、できるだけ早く世の中の方にわかるようには努力をしていきたい。

【村井主査】

○ ロードマップ的なデータは、トランジション・エンジニアリングの中では大変重要になるので、提示をお願いをしたい。

(4) 稲葉専門委員から資料8「衛星によるセーフティネットに関する追加検討結果」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

【稲葉委員】

○ 昨年12月のこの委員会で、前川委員のほうからセーフティネットの検討結果報告をさせていただいたが、何点か引き続き検討した部分があるので、それを整理した。

○ まず1点目、アナログ放送も受信できない地域の取り扱いについてだが、セーフティネットというのは、そもそもアナログ放送の終了に伴って、アナログ放送を視聴していた世帯が地上デジタル放送を視聴できなくなることがないようにするための暫定的・緊急避難的に行うものであるということで、したがって、アナログ放送がそもそも視聴できていない世帯については、本来はこの対象とはならないと考えられる。しかしながら、NHKに関しては、アナログ、デジタルともに難視聴対策をあまねく実施する義務があるという観点がある。また、民放については、仮にセーフティネットの実施経費を国が負担する場合に、セーフティネットの実施期間だけでもアナログ放送を受信できない世帯に視聴を可能とすべきではないかという考え方もある。本来、緊急避難的なものだから対象外だけでも、こういう考え方もあるということである。そこで、NHKの放送については、アナログ難視聴世帯を対象とすることとし、民放の放送については、アナログ難視聴世帯の視聴の扱いについて別途検討を行って、早急に結論を得たいと考えている。

○ 徳島県、佐賀県のように民放が1局しかないところ、ここについては、基本的には地

元の自治体と放送事業者と総務省で今後調整させていただきたい。その場合、ケーブルテレビの代替手段が整備されているかどうか。ここでもそういったご意見、つまり徳島等においてはそれが整備されているので、ほぼ不要なのではないかというようなご意見があった。それから、どのぐらいの世帯が対象となるかということ等、いわゆるホワイトリストの規模にもよるといような観点から検討していくことになる。ただ、5年間の限定措置であるので、その後どうなるか、再び見えていたものが見えなくなるということもあるわけで、その辺もあわせて検討を行うということになる。

○ 3ページ目であるが、利用料の負担の在り方に関しては、利用者管理に必要最低限の経費をご負担いただければどうかという考え方がかなりあった。それによって、野放図に広がらないという抑制効果も一定期待されるものと考えられる。しかしながら、やはりセーフティネットの利用者に十分納得を得て実施するということがなかなか難しかりょうというようなことを想定し、利用料負担は求めないことを基本としつつ、諸課題を整理していきたい。特に利用料負担を求めない場合には、他の方法により実効性のある対象世帯の限定等の措置を講じる必要があるかと考えている。

○ NHK教育のスクランブルの扱いに関しては、方向性は見えているというふうにも聞いているが、NHKにおいて引き続きご検討いただくこととなっている。

それから、EPGについては、以前は、全局EPGは技術的に難しいのではないかと、ということで、各局のEPGを提示することと考えていたが、簡易な全局EPGができることがわかったので資料の方法により実施することとし、その他の対象外の方たちも一応見えてしまうわけだが、簡単な番組名等の表示をすることとした。ただし、録画予約には、対象世帯以外は使えないということになる。

【土屋委員】

○ 4ページ目のNHK総合・教育におけるスクランブルの扱いにつき、補足のご説明をさせていただきます。

衛星セーフティネットについては、稲葉委員からご説明があったように限定的、補完的なサービスということで検討を進めてきた。放送衛星を使用するということから、今3千万台を超える3波供用受信機ではスクランブルを解いてしまえば見えるという状況が生まれてしまうということである。一方で、首都圏向けの放送を衛星で再送信することになるので、これについては、例えば政見経歴放送というものがあるが、これは首都圏のものがそのまま全国で見えるという状況が生まれてしまうということも考えられる。それ

から、例えば、これについて受信料をどのような形でいただくのか、対象としてどういうふうを考えるのかというところについても整理が必要である。それから、今までNHKの放送に関しては、スクランブルという、こういうある意味有料放送、限定的な放送ということはとってこなかった。そこへの影響というものはどうなのかというふうな観点の検討が縷々あるので、今のところ、まだ結論に至っていないが、なるべく早急にこの辺については方向性を出して、またこの委員会でもご説明させていただければと考えている。

【伊藤委員】

○NHKさんがアナログ難視も対象にしてくださいと。それに利用料も無料にするなど、前回に比べて非常に前向きな方向性を示していただき、大変ありがたい。

ただ、引き続き、アナログ難視については、民放の方々にぜひまたこれからも前向きの検討をお願いしたいと思っている。

- (5) 事務局から資料9「第5次中間答申 構成(案)」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

【村井主査】

○ 重要な点が幾つかあるので、ご意見を確認しながら進めていきたい。最後にこの「構成(案)」で良いかを伺うので、そちらも見ておいていただきたいが、具体的な項目を先にお伺いしたい。

○ まず、第3章(3)提言③にある「経済弱者」の範囲について、別紙2に切り出していたが、経済弱者の定義について、今までにも生活保護世帯あるいはNHK受信料全額免除世帯など、幾つかの基準について議論がなされた。もちろん対策の必要性については前回の答申のときから伺っていたので、適切な定義が必要だという前提で記述をしていくことになる。記述の内容自体は、またいろいろなご意見を伺うチャンスがあると思うが、まずは経済弱者の範囲についてのご意見ををお願いしたい。

【前川委員】

○ このところは丁寧なというか、きちんとした考え方の整理が必要だと思う。資料9の一番最後に第4次中間答申(抜粋)がついている。ここでは、この後段のほうに①、②とあって、「経済的に困窮度が高いものとして認定された者等、厳密に限定する」という記述がある。

それを考えると、この資料9の別紙2、7ページに4つのカテゴリーというか、分類の

仕方があって、この中で経済的な観点の要素が入っているのは上の2つだというふうに見える。それでは、下の二つの高齢者あるいは障害者については、対象としなくてよいのかというと、全くそうではないのであって、例えば高齢者であれ、障害者であれ、そういう方々についての支援ということは重要であるのだけれども、あわせてそのことは経済的困窮度というものとの関係において考えるべきだと私は思う。

そういう意味では、この表の4つの考え方の中で、経済的な基準で言えば、上の2つ（生活保護世帯とNHK受信料全額免除世帯）ということになるけれども、この生活保護世帯というのは、NHK受信料全額免除世帯の中に含まれるので、これはNHK受信料免除世帯のほうが幅広である。同時に、NHK受信料全額免除世帯というのは、心身障害者で住民税非課税世帯等も含まれているということがこの表から読み取れる。放送に関する支援措置という意味では、放送制度との整合性ということも求められてくると思うので、そういう経済的な支援と同時に放送制度との整合性という考え方からは、このNHKの受信料全額免除世帯、これは本年度中にさらに幅を拡充する方向で考えられているというふうに聞いているので、さらにこの部分が拡充されるとすれば、これを一つの基本的な考え方としてこの判断基準にしていくということはどうかと思う。いずれにせよ、何らかの基本的なスタンスあるいは原則というものがないと、ここから先の具体的な支援措置にいかないと思うので、このNHK受信料全額免除世帯、これを基本の考え方にするということで検討を進めてはどうか。

なお、経済的な条件と、例えば障害者等の条件が全く同じ考え方で整理がつくかということ、もう少し議論する必要があると思うが、まずはこの考え方を原則にしたらどうかと思う。

【村井主査】

○ 第4次中間答申で記述した「厳密に限定」というのはなかなか難しいと思えるが、「原則」ということにしてはどうかというご意見であったと認識する。ただいま前川委員からも出たNHKの全額免除世帯というのは、NHKが情報をお持ちだと思うので、土屋委員、その観点からご意見をお願いしたい。

【土屋委員】

○ NHKの受信料免除の基準というのは、ある意味免除することを抑制的に規定しているという側面がある。そういう意味で、全額免除は、例えば社会福祉施設とか学校とか、公的扶助受給者という定めの中にこの生活保護というものが入っているということである。

先ほど、今後の拡充のところについて、本年10月から精神障害者等がいる市町村民税非課税世帯も全額免除世帯とするなど拡充することを予定しているが、さらに市町村民税非課税の高齢者に対する受信料免除についても今後検討の課題だと考えている。なお、経済弱者の範囲の表の中にある対象世帯数については、最大200万世帯程度と記述されているが、実際に受信契約をしていただいた上で全額免除の対象になっている世帯は100万以下である。こうした実情も加味しつつ今後検討を行うということであれば、この記述ということで結構かと思う。

【清原委員】

○ ただいまいわゆる経済弱者あるいは技術弱者ということで、この第3章の受信側の課題が表現されていて、内容については、他の放送制度等の整合性等の観点から議論されているのが一つの方向性だと思う。私はこの部分は大変受信者側にとっては重要な部分で、しかも新たな制度をこの地上放送のデジタル化に伴って導入するということになるので、まず1点は、さきの第4次中間答申の表現では、いわゆる「経済弱者」、いわゆる「技術弱者」という用語を使っていなかったのも、そういう観点から支援が必要な層ということで、いわゆる今並べている表現の使用には慎重であったほうが趣旨が伝わるのではないかということが1点ある。

○ あわせて、ここの部分は、大変今後の導入に向けて前倒しで何らかの制度導入を地上デジタル放送への完全移行前に行わなければいけない部分であるので、この2つの支援が必要な層への制度提案については、ここの第5次の中間報告の大変重要な部分になるかと思う。その意識をこのメンバーで共有した後、所得保障であるとか、こうした保障については、厚生労働省とか、そういう社会保障の関係のところの制度もあるので、ぜひ放送制度とあわせて社会保障制度との中での整合性が必要であるという記述程度で当面はとどめつつ、今後集中的な検討をされてはいかかかと思う。

【伊藤委員】

○ 今、そういった大きくくりというお話が出たけれども、経済弱者の範囲ということで考えると、まず生活保護世帯は最低限これは対象にしていくべきじゃないか、こういう考えは多くの自治体にあるんじゃないかと思う。NHKの今お話のありました受信料の全額免除世帯に生活保護世帯が含まれるということであれば、ひとまず最低限の満たすべき範囲には達しているのかなと思うが、どの範囲まで対象を拡大するかというのは課題だと思う。

国民側からすると、範囲が広いほうが、それはありがたいし、国策で進めているのだから

ら、全国民を対象にという意見も、それはあるかと思う。しかし、どこかで線引きをして、仮にその基準をNHKの受信料全額免除の世帯とする方向でこの答申を行うということであれば、その考え方を明確に説明する必要がある。いわゆる判断基準を明確に説明していく必要があるというふうに思っている。

○ 受信料の免除であれば、これを定めるに当たり、おそらく国会でどのような理由でそういった方々を免除するのかというような議論は結構されているのではないかと思うが、全額免除、それから一部免除も含めて、免除の対象とした理由とか根拠、それから、全額免除があるので一部か半額免除もあると思うが、その差を設けた考え方などについて、その理由なり、判断材料みたいなところを明らかにしていただきたいというふうにまずは思っている。

○ このような部分は、どこで線引きするかで必ず議論になる部分であり、こういった根拠を明確にすることで判断材料ができるし、この案について各分野の方々からいろんな意見が出されることで、最も適正な範囲が確立できるのではないかというふうに思うので、ぜひこういった理由で免除にしたというような、そこの根拠の部分も明らかにしていただきたいというふうにお願ひしたい。

【村井主査】

○ 今ご指摘いただいたように経済弱者の範囲を決定するという事は大変重要な議論であり、一方で、清原委員のご意見にあったように、タイムリミットから逆算すると、議論を永遠に続けることもできない。今後の方向性として、まず、原案、原則があり、それに対して、どういう形で明確な意思決定をしながら進めるかを検討することになると考える。原案・原則が用意され、明確な意思決定ができ、かつ有効な措置ということであれば経済弱者の範囲を示せるので、やはり第5次中間答申というタイミングを考慮し、このようなプロセスで進めさせていただきたいと思うが、他に、ご意見があれば、事務局のほうにお伝えさせていただきたい。

【村井主査】

○ 2点目は、4章の衛星セーフティネットについてであるが、この件は昨年12月と本日、全国協議会の検討結果をご報告いただいた。先ほど稲葉委員からまだ検討中のものもあるというご説明があったが、セーフティネットの考え方は、経費負担は別として、実際実施の準備に時間がかかると思うので、基本的に協議会の検討結果に沿った方向性で進め

させていただくということ良いか。

(「異議なし」の声あり)

【村井主査】

○ 次のポイントは、衛星セーフティネットにおける送受信経費について、別紙4に切り出していただいている。これについて、ご意見をいただきたい。

【前川委員】

○ 昨年12月に報告した衛星セーフティネットの取りまとめ作業にかかわった立場から送信側の経費負担につき発言させていただく。別紙4の3つ目の項目に民間放送事業者？とある。この？というのはなかなかニュアンスのある記号であるが、民放事業者の観点というのは、セーフティネットの議論の間、いろいろと検討してきた。稲葉委員、福田委員、関委員もその議論に参加している。

○ 基本的には、民放事業者がセーフティネットの送信側の経費負担をするかどうかということだが、これは基本原則として、仮に民放事業者がセーフティネットの経費負担ができるということであれば、これは当審議会の答申の基本原則でもあるが、地上デジタル放送は地上波によって普及促進、カバーしていくのが原点である、こういう認識がまずある。そういう観点から言えば、セーフティネットの送信経費負担が可能であるとすれば、むしろ中継局を一つでも建設し、地上波によってカバーをしていく、このところをやはり原則としてずらさないほうがいいと私は思う。あくまでも衛星セーフティネットはデジタル化による視聴者の不利益変更を回避するための暫定的で緊急避難的な措置だと、このところをはっきりしておきたいというふうに思う。また、本来、現行制度で言えば、地域住民の放送サービスの享受というのは、地域放送サービスを受けるといことが基本であると思うので、そういう趣旨からも、衛星セーフティネットの経費負担が可能であるとすれば、やはり地上波の整備ということになろうかと思う。また、放送事業者として地上波による整備については、経営上最大限の努力をして、ロードマップの拡充を進めてきたことは逐次当委員会でご報告をしているとおりである。

○ そういう意味では、この問題についての経費は、やはり国による負担というのが放送制度上の意味から言っても適当であろうかと思う。また、国の負担による支援ということになった場合に、例えば対象世帯のありよう、ないしは支援の内容等についてということに話になるが、パラボラアンテナ等の支援ということになると、その対象は地上放送のデ

デジタル化によって衛星セーフティネットによってしか放送サービスが享受できない世帯に対するこうした不利益変更の回避のための措置である。そういう意味では、アナログ難視世帯への支援ということは、この場合は対象外ではないか。アナログ難視世帯については、さまざまな問題があり、さまざまな解決のしようがあると思うが、このセーフティネットのための支援ということとは別の論議をするべきではなかろうかと思う。

○ それから、現在、BSデジタル放送を視聴している世帯は追加経費なしでセーフティネットが利用できるというので、これもまた支援の対象ではないだろうというふうに考えられる。

○ したがって、つまり、各世帯でデジタルテレビ1台が少なくとも必要だろう。これが最低限のセーフティネットの在り方ということになるが、その基本線の引き方、それから、もしそうだとすれば、そのためには最終的にどういう支援があり得るか、そういう観点で支援内容というのは考えていくべきだし、その具体性をさらに議論して詰めていく必要があるかというふうに思う。

【村井主査】

○ この点については、これまでも、各委員からご意見、ご提案をいただいているので、それらをもとにして、答申の原案を作っていただくように進めさせていただきたい。

【村井主査】

○ 次のポイントは、第6章1であるが、アナログ放送終了のための放送対応手順、つまりアナログ放送終了計画については、前回会合で稲葉委員からご説明をいただき、各委員から反対のご意見はいただけていないので、この計画の方向で準備を進めることになるが、それで良いか。

(「異議なし」の声あり)

【村井主査】

○ 最後は、全体の構成についてであるが、これまでこの委員会で出たいろいろなご意見等に忠実に項目を作ったと思うが、このような構成で準備をしていただくということで進めさせていただいて良いか。

(「異議なし」の声あり)

【村井主査】

○ 構成は大体この枠組みで進めさせていただき、今回はこの中間答申案を取りまとめる最後の会合ということで準備をさせていただく。中間答申案は大変ボリュームある内容になるため、最後の会合までの間、事務局からそれぞれの委員の皆様、確認させていただくことになるが、皆様からもお気づきの点があれば、ぜひ事務局までご意見をいただくようご協力をお願いしたい。

○ 今回は答申を取りまとめる最後の会合ということで、答申案本文について議論する。通例では、情報通信審議会議事規則第9条2項に基づいて非公開で開催させていただいており、今回の会合はそれに該当するので非公開で開催させていただくが、良いだろうか。

(「異議なし」の声あり)

【村井主査】

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

以上